

# 改正個人情報保護法ガイドライン

---

弁護士法人 三宅法律事務所  
弁護士 渡邊 雅之

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー  
弁護士 渡邊 雅之  
TEL: 03-5288-1021  
Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

# 通則編ガイドラインの改正

2020年(令和2年)9月1日

『個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)の一部を改正する件』(令和2年個人情報保護委員会告示第9号)

『個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)の改正に関する意見募集について』

(改正内容)

- 「利用目的による制限の例外」(法16条3項)の「法令に基づく場合」(同項1号)の具体例の追加
- 「個人情報の取得」(法17条・法18条)の「直接書面等による取得」(法18条2項)における名刺の取扱いの記載の追加
- 「利用目的の通知等をしなくてよい場合」(法18条4項)の「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」(同項4号)における名刺の取扱いに関する記載の変更
- オプトアウト(法23条2項)における「第三者への提供を利用目的とすること」の具体的な記載方法
- オプトアウト(法23条2項)における「第三者に提供される個人データの項目」の取扱い

# 名刺情報の取扱いの明確化

# 個人情報保護法18条

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第18条** 個人情報取扱事業者は、**個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。**
- 2** 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他**本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。**ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3** (略)
- 4** 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1)~(3)
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合**

**1. 個人情報を取得した場合には、速やかに利用目的を通知または公表する(法18条1項)。**

※下記2(法18条2項に該当する場合以外に適用される)。

**2. 本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、利用目的の明示が必要(法18条2項)。**

**3. 利用目的の通知または公表・利用目的の明示も不要な場合(法18条4項各号)**

・取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合(4項4号)

※法18条4項4号が適用される場合には、法18条1項・2項は適用されない。

# 通則編ガイドラインの改正内容

## 3-2-4 直接書面等による取得(法第18条第2項関係)

個人情報取扱事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示(※)しなければならない。

なお、~~口頭により個人情報を取得する場合にまで、~~名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、個人情報取扱事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、本項の義務を課するものではないが、その場合は法第18条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない(ただし、3-2-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)。~~口頭により個人情報を取得する場合についても同様である。~~

## 3-2-5 利用目的の通知等をしなくてよい場合(法第18条第4項関係)

### (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合(法第18条第4項第4号関係)

取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合は、法第18条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

事例2) 一般の慣行として名刺を交換する場合、~~書面により、~~直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するという利用目的であるような場合(ただし、~~ダイレクトメール等の目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。)~~

# 名刺の利用目的の通知等・明示(法18条1項・2項)

## 3-2-4 直接書面等による取得(法第18条第2項関係)

個人情報取扱事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示(※)しなければならない。

なお、口頭により個人情報を取得する場合にまで、**名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するもの**であり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、**個人情報取扱事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合**とは異なることから、本項の義務を課するものではないが、その場合は法第18条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない(ただし、3-2-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)。**口頭により個人情報を取得する場合**についても同様である。

### 1. 「一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手方に提供するもの」

⇒法18条1項により利用目的の通知または公表が必要

- 「一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手方に提供するもの」とは、「名刺など」を説明している文言。「名刺など」の形式により提供される個人情報については、その情報の項目の如何に関わらず、法第18条第1項の規定が適用される。(PC11番)
- 「簡便な形式」であることも、「名刺など」への該当性を検討するに当たり必要な要件。一般の慣行として、自己紹介の一つとして用いられる名刺に準ずるものについては利用目的の明示が不要であることを明確化するためのもの。(PC9番)
- 「名刺など」には、例えば、**手書きの連絡先メモ、電子メールの署名欄、電子名刺等**が該当する。(PC16番・17番)
- 「パンフレットやパワーポイント」についても、名刺と同様に、「一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供する」ために用いられる場合は、法第18条第1項が適用される。(PC12番)
- 名刺情報の利用目的については、法第18条第4項第4号の適用の可能性がある場合も含め、本人に通知・公表することが、個人の権利利益の保護の観点から望ましい。(PC19番)

### 2. 「個人情報取扱事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合」

⇒法18条2項により利用目的の明示が必要

- 求人企業に対し本人が提出する**履歴書や職務経歴書**については、一般に、求人企業が本人に提出を求めるものであり、簡便な形式にも該当しないことから、法第18条第2項が適用される。(PC14番)
- イベントへの参加者登録用紙への記入にかえて名刺を提出する場合**については、事業者の求めに沿って自身の個人情報を提供しており、本人の自発的な意思で、提供しているとはいえないことから、法第18条第2項の規定が適用される。(PC17番)

### 3. 「口頭により個人情報を取得する場合」

⇒法18条1項により利用目的の通知または公表が必要

- 「口頭により個人情報を取得する場合」については、名刺などにより個人情報を取得する場合と同様に、法第18条第1項が適用されることを明確化するための記載。(PC7番)

### 4. 個人情報データベース等を構成しない名刺の取得

- 個人情報取扱事業者が、口頭で個人情報を取得する場合や、受け取った名刺などを個人情報データベース等を構成しないまま保管し利用する場合であったとしても、原則、利用目的を公表等する必要がある。(PC20番)

# 名刺の利用目的の通知等・明示が必要ない場合(法18条4項4号)

## 3-2-5 利用目的の通知等をしなくてよい場合(法第18条第4項関係)

### (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合(法第18条第4項第4号関係)

取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合は、法第18条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

**事例2)**一般の慣行として名刺を交換する場合、~~書面により~~直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するという利用目的であるような場合(ただし、~~ダイレクターメール等の目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。~~)

## 1. 法18条4項4号と法18条1項・法23条との関係

- ・ 法第18条第4項第4号に該当する場合、法第18条第1項は適用されない。(PC26番)
- ・ 法第18条第4項第4号は、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合に、個人情報の取得に際しての当該利用目的の通知等をしなくてよいとする規定であり、それ以外の利用については、別途利用目的の通知等が必要となる。また、個人データの第三者提供については、法第23条の規定に基づき、原則本人同意が必要となる。(PC27番)

## 2. 名刺の利用目的の通知等が不要な場合(名刺の利用目的:「今後の連絡」・「所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールの送付」)

- ・ 一般に、個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺を交換した場合、相手方は名刺を渡した者が所属する個人情報取扱事業者から連絡がくることについて、一定の予測可能性があるといえます。そのため、相手方に連絡をした者が相手方から直接名刺を取得した者と同一の個人情報取扱事業者の別の部門に所属する者であっても、「利用目的が明らかであると認められる場合」に該当する。(PC21番)
- ・ 個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺を交換した場合、相手側は名刺を渡した者が所属する個人情報取扱事業者から広告宣伝のための冊子や電子メールが送付されてくることについて、一定の予測可能性がある。この場合に、従業者が取得した名刺の連絡先に対して自社業務の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることは、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当するといえる。(PC22番)
- ・ 一般の慣行として名刺交換する場合であっても、その利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するというもの以外である場合は、法第18条第4項第4号に該当しない場合がある。(PC26番)
- ・ 名刺交換により取得した個人情報それ自体のみならず、それらの個人情報とそのほかの情報(例:ウェブサイトの閲覧履歴等)を組み合わせるとその個人に最適化されたメールを配信する場合は、「所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付する」には該当せず、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められず法第18条第4項第4号に該当しない場合がある。「そのほかの情報」については、事業者がこれを個人情報として取得する場合は、別途利用目的の特定や通知・公表等の義務が課される。(PC23番)
- ・ 同じ企業グループ(例:ビール会社と飲料メーカー会社)でも、名刺交換した従業者が所属する会社とは別の会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付する場合は、法第18条第4項第4号には該当しない。(PC24番)
- ・ 名刺情報の利用目的については、法第18条第4項第4号の適用の可能性もある場合も含め、本人に通知・公表することが、個人の権利利益の保護の観点から望ましい。(PC19番)

# 個人情報保護法ガイドラインQ&Aの追加

○『[「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&Aの更新](#)』

1-3 個人情報の取得(法第 17 条・第 18 条関係)  
(利用目的の通知又は公表)

Q3-12-2 名刺交換により取得した連絡先に対して、自社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることはできますか。

A3-12-2 個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺を交換した場合、相手側は名刺を渡した者が所属する個人情報取扱事業者から広告宣伝のための冊子や電子メールが送られてくることについて、一定の予測可能性があると考えられます。

この場合に、従業者が取得した名刺の連絡先に対して自社業務の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることは、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解されます。業務時間外や、事業場外で名刺交換した場合であっても、個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺交換を行った場合は、同様に「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解されます。

現行の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、保有個人データを法第 16 条の規定に違反して取り扱っている場合又は法第 17 条の規定に違反して取得した場合でなければ、当該保有個人データの利用の停止又は消去の請求に応じる義務はありませんが、顧客から寄せられた冊子や電子メールの送付の停止等の要求を苦情として扱った上で、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない(法第 35 条第 1 項)、令和 2 年改正法(未施行)において利用の停止又は消去の請求の要件が緩和されたことにより将来的には対応が必要になる場合があることも踏まえ、適切に利用停止又は消去の請求に応じることが望ましいと考えられます。

なお、個人情報取扱事業者が行う広告宣伝のための電子メールに関しては、個人情報保護法だけでなく、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)における受信拒否の通知を受けた場合の対応や、当該事業者が通信販売等をする場合には特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)における規制など、他の法令の規定も遵守する必要があります。

(令和 2 年 9 月追加)

# 利用停止等・第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和(2020年改正)

## (1) 現行法

- 個人情報保護法上、利用停止等(利用の停止又は消去)についての個人の権利行使には一定の制約が課されている。
- 「利用停止・消去の請求」に応じる義務を課されているのは、①個人情報を目的外利用したとき(同法16条違反)や、②不正の手段により取得した場合(同法17条違反)に限られている(同法30条1項)。また、「第三者提供の停止の請求」に応じる義務が課されるのは、「法の規定に違反して第三者提供されている場合」(同法23条1項、24条1項違反)に限られている(同法30条3項)。
- この点については、消費者からは、自分の個人情報を事業者が利用停止又は消去等を行わないことへの強い不満が見られるところである。

## (2) GDPRにおける消去権(忘れられる権利)

- EUのGDPR(EU一般データ保護規則)については、本人が一定の場合に、事業者に対して、自己に関する個人データを不当に遅滞なく消去させる消去権(忘れられる権利)が設けられた。
- 我が国では、最高裁第三小法廷決定平成29年1月31日は、忘れられる権利に言及することなく、事実を公表されない法的利益と検索結果を提供する理由等の事情を比較考量して削除を認めなかった。

### 【本件事件のポイント】

- 過去に児童買春で逮捕歴のある男性が、インターネット検索サイトであるグーグルの検索結果から、検索結果に表示される自分の逮捕歴に関する情報の削除を求めた仮処分命令申立事件において、最高裁は、プライバシーに属する事実を公表されない法的利益と検索結果を提供する理由等の諸般の事情を比較衡量し、検索結果の削除を認めない決定を下した。

# 利用停止等・第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和(改正内容)

## (1)改正条文

### ①利用停止等・第三者提供の停止の請求ができる場合の追加(改正30条5項)(新設)

- 本人は、個人情報取扱事業者に対し、現行法で認められている場合に加えて、①当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、②当該本人が識別される保有個人データに係る第22条の2第1項本文に規定する事態(個人データの漏えい等)が生じた場合、③その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

### ②利用停止等・第三者提供の停止・代替措置(改正30条6項)(新設)

- 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。
- ただし、個人情報取扱事業者は、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、利用停止等又は第三者提供の停止に応じなくてもよい。

## (2)実務上の影響

- 改正法により、事業会社の顧客情報について「利用する必要がなくなった」ことを理由として利用停止・消去の請求がなされた場合、事業の運営上必要なことを事業会社の側で立証できるように整理しておかなければならなくなる。具体的には、個人情報に関わる文書の保存年限などを定めなければならない。

# 特定電子メール法

## 1. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特定電子メール法)

- 広告宣伝メールについて、「特定電子メール法」によって「原則としてあらかじめ送信の同意を得た者以外の者への送信禁止」「一定の事項に関する表示義務」「送信者情報を偽った送信の禁止」「送信を拒否した者への送信の禁止」などが定められている。
- 上記のルールに従わない場合、メールは違法となり、総務大臣及び消費者庁長官は、メールの送受信上の障害を防止するため必要があると認める場合、送信者に対しメールの送信方法の改善に関し必要な措置をとるよう命ずることができる。送信者情報を偽って送信した場合や、送信者が総務大臣及び消費者庁長官の命令に従わない場合には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金(法人の場合は、行為者を罰するほか、法人に対して3000万円以下の罰金)に処せられる。

## 2. オプトイン方式(法3条1項)⇒同意の保存義務(法3条2項)

- 原則として広告宣伝メールを送るには、受信者の事前承諾が必要(法3条1項1号)。
- 同意があったことを証する記録を保存する義務あり(記録の保存に係る広告宣伝メールを最後に送信した日から1カ月)。

## 3. 表示義務(法4条)

- 同意を得て広告宣伝メールを送信する場合でも、送信者には以下の表示が義務付けられる。
  - ① メール本文に、送信者などの氏名又は名称
  - ② メール本文に、受信拒否の通知を受けるための電子メールアドレス又はURL
  - ③ 受信拒否の通知先の直前又は直後に、受信拒否の通知ができる旨
  - ④ 任意の場所に、送信者などの住所
  - ⑤ 任意の場所に、苦情・問合せなどを受け付けることができる電話番号、電子メールアドレス又はURL

## 4. ホームページでのメールアドレス(法3条1項4号)

- 「オプトイン規制」では、同意のない広告宣伝メールの送信は禁止される(法3条1項1号)。ただし、HPで公表している団体又は営業を営む個人のメールアドレスについては、原則としてこの「オプトイン規制」の例外とされている。  
⇒「お問い合わせ先」や「連絡先」など、公表されているメールアドレス宛の送信であれば、たとえ送信同意をしていない広告宣伝メールであったとしても法律違反にはならない。ただし、アドレスと併せて「送信を拒否する」旨の表示があればオプトイン規制の例外とはならないので、法律違反のメール送信となる。

# 広告宣伝メールの表示要件

健康サブりが特別価格！

差出人：soushinsya@example.xx  
送信日時：2018.7.10(Tue) 00:01  
To：総務次朗[jiro@soumu-syo.xx]  
件名：健康サブりが特別価格！

【このメールの送信者】  
△△株式会社

<配信停止手続はこちらから↓>  
<http://www.example.com/xx>  
[teishi@example.xx](mailto:teishi@example.xx)

【製品の販売事業者】  
☆☆株式会社

<配信停止手続はこちらから↓>  
<http://www.jigyosya.example/xx>  
[teishi@jigyosya.xx](mailto:teishi@jigyosya.xx)

！キャンペーン実施中！  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
忙しいあなたに  
健康サブりが特別価格！  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

■商品の購入はこちらから↓  
<http://www.kenko/xx/x>

■送信者の住所はこちらに記載↓  
<http://jyusyo/example>

■各種問合せはこちらから↓  
<http://toiawase/example>

送信者情報(送信に用いた電子メールアドレス、IPアドレス、ドメイン名)を偽って送信することは禁止されています。

✓送信者など(※1)の氏名または名称

✓受信拒否の通知ができる旨  
受信拒否の通知先の直前または直後に表示する必要があります。送信に用いられた電子メールあてに送信することで通知できる場合は、その旨を電子メールの中の受信者が容易に認識できる場所に表示する必要があります。

✓受信拒否の通知を受けるための電子メールアドレスまたはURL(※2)  
URLとする場合は、リンク先において、受信拒否に必要な情報が明確かつ平易に提供され、受信拒否の通知が容易に行うことができるよう、必要な措置が講じられている必要があります。

特定商取引法上の販売業者などと送信者などが異なる場合

✓販売業者などの氏名または名称  
✓相手方が電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するための電子メールアドレスまたはURL(※2)

特定商取引法に基づくその他の表示事項はリンク先での表示とすることも可能です。

✓送信者などの住所  
✓苦情・問合せなどを受け付けることができる電話番号、電子メールアドレス、URL(※2)  
リンク先での表示とすることも可能です。その場合は、表示場所を示す情報を電子メールの中に表示する必要があります。

※1 電子メールの送信を委託している場合は、送信者または委託者のうち送信に責任を有するもの

※2 ハイパーリンクとすることも可能

# 特定商取引法：通信販売に対する規制：広告の表示（法11条）

通信販売は、隔地者間の取引なので、消費者にとって広告は唯一の情報。そのため、広告の記載が不十分であったり、不明確だったりすると、後日トラブルを生ずることになる。そこで、特定商取引法は、広告に表示する事項を次のように定めている。

- ① 販売価格（役務の対価）（送料についても表示が必要）
- ② 代金（対価）の支払い時期、方法
- ③ 商品の引渡時期（権利の移転時期、役務の提供時期）
- ④ 商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（その特約がある場合はその内容）
- ⑤ 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号
- ⑥ 事業者が法人であって、電子情報処理組織を利用する方法により広告をする場合には、当該販売業者等代表者または通信販売に関する業務の責任者の氏名
- ⑦ 申込みの有効期限があるときには、その期限
- ⑧ 販売価格、送料等以外に購入者等が負担すべき金銭があるときには、その内容およびその額
- ⑨ 商品に隠れた瑕疵がある場合に、販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- ⑩ いわゆるソフトウェアに関する取引である場合には、そのソフトウェアの動作環境
- ⑪ 商品の売買契約を2回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び販売条件
- ⑫ 商品の販売数量の制限等、特別な販売条件（役務提供条件）があるときには、その内容
- ⑬ 請求によりカタログ等を別途送付する場合、それが有料であるときには、その金額
- ⑭ 電子メールによる商業広告を送る場合には、事業者の電子メールアドレス

# 利用目的による制限の例外の明確化

# 通則編ガイドラインの改正内容

## 3-1-5 利用目的による制限の例外(法第16条第3項関係)

次に掲げる場合については、法第16条第1項及び第2項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うに当たり本人の同意(※)を得ることが求められる場合であっても、当該同意は不要である。(※)「本人の同意」については、2-12(本人の同意)を参照のこと。

### (1)法令に基づく場合(法第16条第3項第1号関係)

事例1)～事例5)(略)

**事例6)保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15条第1項)**

**事例7)災害発生時の停電復旧対応の迅速化等のため、経済産業大臣の求めに応じて、一般送配電事業者が、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供する場合(電気事業法(昭和39年法律第170号)第34条第1項)**

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2)～(4)(略)

- 「**積極的疫学調査**」とは、感染症法第15条に基づく調査のことをいいます。積極的疫学調査という用語は、感染症法第9条第1項の規定に基づき策定された「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」や、感染症法に関する厚生労働省の通知、事務連絡等において用いられている。そのため、保健所が感染症法第15条第1項の規定に基づいて**積極的疫学調査を事業者に対して行う場合に、当該事業者が個人データを保健所に提供することは、法第16条第3項第1項及び第23条第1項第1号の定める「法令に基づく場合」に該当する**と考えられる。(PC2番)
- 第201回通常国会で成立した「**強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律**」による改正後の電気事業法第34条は、令和2年6月12日に施行されており、「事例7」は改正後の同条第1項に基づくもの。(PC2番)  
(参考)改正後の電気事業法第34条第1項  
経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じることにより、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又は当該事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者に対し、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供することを求めることができる。

# 新型コロナウイルスに係る個人情報の取扱い①

## 1 社員が新型コロナウイルスに感染した場合

[「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」](#)および「(別紙)個人情報保護法相談ダイヤルに多く寄せられている質問に関する回答」(個人情報保護委員会)

### (1) 基本的な考え方

個人情報取扱事業者は、保有する個人データについて、原則として、本人に通知等している利用目的とは異なる目的で利用し、又は、本人の同意なく第三者に提供することは禁じられています。しかしながら、法令に基づく場合(法16条3項1号、23条1項1号)や、以下に該当する場合には、例外として、本人の同意を得ることなく、目的外利用や第三者への提供が許され、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に当たっては、これらの例外の適用も含めて対応することが可能。

- ① 国の機関等からの情報提供の要請が、当該機関等が所掌する法令の定める事務の実施のために行われるものであり、個人情報取扱事業者が協力しなければ当該事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあり、かつ、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事業者は、自らの判断により、本人の同意なく、個人データを目的外に利用し、又は当該機関等に提供することができる(法16条3項4号、23条1項4号)。
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合や、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときも、個人情報取扱事業者は、本人の同意なく、個人データを目的外に利用し、又は国の機関を含む第三者に提供することができる(法16条3項2号及び3号、23条1項2号及び3号)。

### (2) 社内公表をする場合の留意点

当該社員本人の同意を得ることが困難な場合でも、同一事業者内での個人データの提供は「第三者提供」に該当しないため、社内で個人データを共有する場合には、本人の同意は必要ない。

また、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても、当該事業者内での2次感染防止や事業活動の継続のために必要がある場合には、本人の同意を得る必要はない。

### (3) 取引先に情報提供をする場合の留意点

当該社員の個人データを取引先に提供する場合で、当該社員本人の同意を得ることが困難な場合、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても、取引先での2次感染防止や事業活動の継続のため、また公衆衛生の向上のため必要がある場合には、本人の同意は必要ない。⇒個人情報保護委員会Q&A

### (4) 保険所への情報提供

社員が新型コロナウイルスに感染し、管轄の保健所から、積極的疫学調査のためとして、当該社員の勤務中の行動歴の提供依頼があった場合において、社員本人の同意を得ることが困難な場合、保健所が、感染症法第15条第1項に基づく積極的疫学調査のため、事業者に対し、新型コロナウイルスに感染した社員の勤務中の行動歴の提供を依頼している場合には、当該情報の提供に当たり本人の同意は必要ない。

# 新型コロナウイルスに係る個人情報の取扱い②

## 2. 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有

新型コロナウイルスに感染した患者の個人情報について、当該患者への医療の提供のために、当該患者の転院に当たって、転院元の医療機関から転院先の医療機関へ必要な個人情報を提供する場合に、当該患者の同意を得る必要があるか問題となる。

この点、令和2年4月28日に個人情報保護委員会事務局・厚生労働省医政局が公表した「[新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて](#)」では以下のとおり記載されている。

- 御指摘のケースについては、以下に示す同意を得る必要が無い場合を除き、転院元の医療機関において、院内掲示等により、個人情報の利用目的を明らかにし、患者から留保の意思表示がない場合には、「黙示の同意」が得られていると考えられ、必要な個人情報の提供が可能です。この場合、転院先の医療機関においては、あらかじめ本人の同意を得た個人情報の取得に該当し、改めて本人の同意を得る必要はありません。
  - また、同意を得る方法については、文書による方法に限らず、口頭、電話により同意を得、診療録等に同意を得た旨を記録しておく方法も認められます。
  - ただし、例えば、次のような場合には、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(個人情報保護法第 23 条第1項第2号)や、「公衆衛生の向上に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(同項第3号)に該当することから、必要な個人情報の提供に際して、本人の同意を得る必要はありません。なお、この場合、転院先の医療機関においても、本人の同意の取得の例外に該当します(同法第 17 条第2項第2号・第3号)。
    - ・ 患者が意識不明である等、本人の同意を得ることができない場合で、本人への医療の提供のために他の医療機関等と必要な個人情報を共有したり、当該患者の家族等からの安否確認に対応する必要がある場合
    - ・ 新型コロナウイルス感染症患者への対応に当たって、他の患者等への感染を防ぐための家族等濃厚接触者の迅速な把握、非常に多数の感染症患者在転院先へ一時に搬送された場合の家族等からの転院元への問合せに対する迅速な対応、本人への医療の提供のために他の医療機関等と必要な個人情報を迅速に共有することが非常に重要であり、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合
- ※ 患者が現に受診している医療機関から、上記の理由により患者の同意を得ることができないとして、当該患者の過去の個人情報の照会を受けた場合に必要な個人情報を提供する場合も含む。

## 新型コロナウイルスに係る個人情報の取扱い③

Q5-20-4 自社の従業者が指定感染症に罹患したため、当該従業者が感染可能期間中に訪問した取引先が適切な対応策を取ることができるよう、情報提供することを考えています。当該従業者は現在入院しており、取引先への第三者提供に係る同意を取得することが困難ですが、同意を取得せずに情報提供することはできますか。

A5-20-4 個人データを第三者に提供する際には原則本人の同意が必要ですが（法第23条第1項本文）、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（法第23条第1項第2号）や、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（同項第3号）は、本人の同意は不要です。

したがって、取引先での2次感染の発生による取引先の従業者等の生命若しくは身体への危険を防止するために必要がある場合、当該取引先における感染拡大に伴う事業活動の停止等への危険を防止するために必要がある場合、又は公衆衛生の向上のため特に必要がある場合であって、自社の従業者本人の同意を取得することが困難なときは、当該従業者本人の個人データを本人の同意なく取引先に対して提供することができると考えられます。（令和2年9月追加）

# オプアウトの表示要件の厳格化

# 通則編ガイドラインの改正内容

## 3-4-2-1 オプトアウトに関する原則(法第23条第2項関係)

### (1) 第三者への提供を利用目的とすること。(法23条2項1号)

利用目的が具体的に分かる内容とすること。「等」や「その他」等のあいまいな表現の記入は望ましくない。

事例1)住宅地図帳、住宅地図データベース及び住宅地図関連商品(配信サービスを含む)を制作し、販売することで、個人データを第三者に提供すること。

事例2)年齢別、資産家、健康食品購入者、同窓会、弁護士、不動産投資者及びマンションオーナーの名簿を制作し、販売することで、個人データを第三者に提供すること。

### (2) 第三者に提供される個人データの項目(法23条2項2号)

オプトアウトにより第三者に提供される個人データの項目を網羅的に示す必要がある。提示されていない個人データの項目を、オプトアウトにより第三者に提供することはできないことに、注意を要する。

事例1)氏名、住所、電話番号、年齢

事例2)氏名、商品購入履歴

### (第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1)～(4)(略)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(5) 本人の求めを受け付ける方法

3～6(略)